

審査基準及び標準処理期間

所属名	介護・地域福祉課
内線番号	4678

No.	項目	内容
①	処分名	社会福祉法人の定款変更認可
②	法令名	社会福祉法
③	法令番号	昭和26年3月29日 法律第45号
④	根拠条項	第45条の36 第2項及び第3項
⑤	処分権者	京都府知事(健康福祉部介護・地域福祉課)
⑥	法令の定め	<p>社会福祉法</p> <p>第5節 定款の変更 第45条の36</p> <p>2 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>3 第32条の規定は、前項の認可について準用する。</p> <p>※第32条 所轄庁は、前条第1項の規程による認可の申請があったときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。</p>
⑦	審査基準	社会福祉法人の認可について(平成12年12月1日付け障第890号 社援第2618号、老発第794号、児発第908号 厚生省大臣官房保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知)
⑧	経由機関名	なし(申請者から介護・地域福祉課に直送)
⑨	協議機関名	なし
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	設定していない
⑫	問合せ	介護・地域福祉課法人・事業者指導担当 内線4678
⑬	備考	